

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【公開番号】特開2019-41468(P2019-41468A)

【公開日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2017-160811(P2017-160811)

【国際特許分類】

B 6 0 L	3/00	(2019.01)
B 6 0 L	9/18	(2006.01)
B 6 0 L	50/40	(2019.01)
B 6 0 L	50/50	(2019.01)
B 6 0 L	53/00	(2019.01)
B 6 0 L	55/00	(2019.01)
B 6 0 L	58/00	(2019.01)
H 0 2 J	1/00	(2006.01)
H 0 2 J	7/00	(2006.01)

【F I】

B 6 0 L	3/00	J
B 6 0 L	9/18	P
B 6 0 L	11/18	A
H 0 2 J	1/00	3 0 9 W
H 0 2 J	7/00	P

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月26日(2019.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 0】

また、第1電力供給経路30Aと第2電力供給経路30Bとの間を接続する接続導電路31と、接続導電路31に配され、接続導電路31の通電をオンオフする分離リレー32と、を備え、制御部28は、検出部27が第1電力供給経路30A及び第2電力供給経路30Bに異常が生じていないことを検出したときには、分離リレー32をオン状態とすることにより接続導電路31を通電させるとともに、検出部27が第1電力供給経路30A及び第2電力供給経路30Bの少なくとも一方に異常が生じたことを検出したときには、分離リレー32をオフ状態とすることにより接続導電路31の通電を遮断する。

このようにすれば、第1電力供給経路30A及び第2電力供給経路30Bに異常が生じていないときには、分離リレー32がオン状態とされて接続導電路31が通電可能な状態となるため、第1高圧バッテリ21A及び第2高圧バッテリ21Bの双方の電力を使用して、第1のモータ25A及び第2のモータ25Bの駆動が可能になる。また、第1電力供給経路30A及び第2電力供給経路30Bの少なくとも一方に異常が生じたときには、分離リレー32がオフ状態とされて接続導電路31の通電が遮断されるため、一方の電力供給経路30A(30B)の異常が正常な他方の電力供給経路30B(30A)に及ばず、正常な電力供給経路30B(30A)によりモータ25B(25A)に電力が供給されるため、車両10の駆動を継続することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

(3) 検出部27及び制御部28は、システム制御E C U 2 6に設けたが、これに限られない。例えば、検出部27と制御部28とを異なるE C Uに設けてもよい。

(4) 上記実施形態では、車両10は、電気自動車としたが、これに限られない。例えばハイブリッド自動車としてもよい。